

事務事業評価票						事務事業番号		1			
事務事業の名称			防災訓練事業								
計画策定 (PLAN)	主管課名		総務課			事業の種類		町単独のソフト事業			
	政策(5つの柱)		健康で安心できるまちづくり			事業開始年度		—			
	施策名		消防・防災体制の充実			事業終了年度		—			
	会計名		一般会計			根拠法令・要綱等の名称		災害対策基本法、水防法			
	予算区分(款)		総務費								
事業の目的	対象者・施設等 (誰を・何を)			目的・意図(どういう状態にしたいのか)							
	町、住民			災害を想定した訓練の実施により防災力向上を図り、住民の生命と財産を守るとともに、被害軽減に努める。							
事業執行 (DO)	事業の内容		防災訓練は、災害対策基本法並びに水防法において義務付けられ、更に災害対策基本法では、訓練への職員の参加義務や住民への協力要請が規定されている。本事業は、これらの規定や地域防災計画に基づき、職員や住民を対象とした防災訓練を実施するものである。主な訓練としては、本部運営訓練、情報伝達訓練、図上訓練、避難訓練、救命救助訓練、消化訓練、水防訓練、避難所運営訓練、要援護者支援訓練、ボランティア受入訓練などがある。								
	年度		H18決算額	H19決算額	H20決算額	H21決算額	改善・開 善・変 化後 等の	平成16年の台風21号以降、防災に対する取組みについて自治会も含め検討を行い、平成17年度から隔年で自主防災組織が自主的に訓練を行うこととしていたが、地域による訓練内容の相違や実施する地域や実施しない地域など地域間の温度差、また行政の強い関わりを求める意見もあり、現在は校区単位(持ち回り)で町と地域の合同訓練を行っている。			
	事業費(千円)		11	876		106					
	財源内訳	国・県補助金等									
		地方債									
		その他の収入									
	町費(一般財源)		11	876		106					
	町民一人当たり町費(円)		1	49		6					
	成果指標	事業目的の成果を測る指標			指標設定の考え方			単位	19年度	20年度	21年度
		①	町が関与した訓練への住民参加人数			住民の防災意識を図るための指標			人	216	
②											
点検 (CHECK)	評価項目		評価点	評価分析・評価の考え方							
	第1次評価	必要性	3	住民の防災意識の高揚及び災害時対応に必要であるが、行政と住民の役割分担による取組みが必要である。							
		有効性	3	住民の防災意識の高揚及び災害時対応に有効な事業であるが、現在、広く町民の意識高揚に至るまで有効な事業展開が図られていない。							
		効率性	3	行政と住民の役割分担により、効率的・効果的な事業推進が必要である。							
		妥当性	3	目標達成のための手段・方法として妥当な事業であるが、実施内容・方法などの検討が必要である。							
		将来性	3	災害対応に今後更に必要かつ有効な事業であるが、広く住民参加を促す事業内容・手法の検討が必要である。							
		総合評価	B	事業の改善を検討し、慣行的にならないよう継続実施							
	第2次評価	必要性	3	住民の防災意識が災害時の対応に重要であるので、行政と住民との役割分担を明確にし、一層積極的な取組みを求める。							
		有効性	3	防災対策に有効な事業であるので、より多くの住民参加を促す事業展開を求める。							
		効率性	3	住民参加を促し、地域・住民との役割分担により、効率的かつ効果的な事業の展開が必要である。							
		妥当性	3	町民の生命・財産を守り、安全で安心なまちづくりに必要であるので、先ず地域組織の育成に向けた取組みが必要である。							
		将来性	3	昨今の災害状況からも必要不可欠な事業であるので、地域との連携と住民参画による一層の取組みを期待する。							
		総合評価	B	事業の改善を検討し、慣例的にならないよう継続実施							
改善・展開 (ACTION)	展開に向けた考え方1										
	防災訓練については、法的な義務付けられ、昨今の災害等の状況からも訓練実施は必要不可欠であると認識するものの、これまで本町における平常時における防災行政全般における取組みは最低限のものとなっていた。現在、防災計画の見直し作業を行っているところであり、防災に対する行政と住民の役割を明確にするとともに、今後、積極的な防災訓練事業の展開を図り、住民の防災意識の向上を目指す。										
改善・展開 (ACTION)	展開に向けた考え方2										
	昨今の災害発生状況からも、防災訓練を通じた平常時からの防災に対する住民意識の高揚・維持が一層求められている。現在、策定中の防災計画の見直しを機会に、事業の重要性・必要性を再認識し、一層多様化する災害に迅速かつ正確な対応ができるよう、行政主導のもと住民との役割分担の明確化を図り、防災訓練をはじめとした防災活動が地域で自主的・継続的に行われるような積極的な取り組みを求める。										

事務事業の名称 自主防災支援事業

計 画 策 定 (P L A N)	主 管 課 名	総務課				事業の種類	町単独のソフト事業				
	政策(5つの柱)	健康で安心できるまちづくり				事業開始年度	—				
	施 策 名	消防・防災体制の充実				事業終了年度	—				
	会 計 名	一般会計				根拠法令・要綱等の名称	災害対策基本法				
	予算区分(款)	総務費									
事業の目的	対象者・施設等 (誰を・何を)				目的・意図(どういう状態にしたいのか)						
	住民(自主防災組織)				防災訓練などの防災教育や防災資機材の充実など、地域の自主防災組織に対し支援を行い、地域の防災力強化を図る。						
事業執行(DO)	事業の内容	災害対策基本法において、住民の責務として自ら災害に備える手段を講じ、自発的に防災活動に参加し、町は自主防災組織の充実を図らなければならないことが規定されている。当事業は、同法に基づき、自主防災組織の充実を図るための手段として支援を行うもので、その内容は、住民の防災意識の高揚を図るための啓発活動、自主防災組織が行う学習会や訓練実施の支援のほか、自主防災組織が管理する防災資機材の充実を図るための財政的支援などを行うものである。									
	年度	H18決算額	H19決算額	H20決算額	H21決算額	改善・開始後の変遷等	阪神淡路大震災以降、自主防災の重要性が見直され、当町においては、平成10年度に全自治会に対して、防災資機材と保管用倉庫を整備し現在に至っているが、その後は、自主防災組織の自主的活動に頼り、積極的な支援策を講じてきていない。				
	事業費(千円)	11	11	11	11						
	財源内訳	国・県補助金									
	地方債										
	その他の収入										
	町費(一般財源)	11	11	11	11						
	町民一人当たり町費(円)	1	1	1	1						
	成果指標	事業目的の成果を測る指標				指標設定の考え方		単位	19年度	20年度	21年度
	①	町が関与した訓練への住民参加人数		住民の防災意識を図るための指標		人	216		373		
②											
点検(CHECK)	第1次評価	評価項目	評価点	評価分析・評価の考え方		改善・展開(ACTION)	展開に向けた考え方1				
		必要性	3	自主防災組織の育成、充実を図るために必要な事業であるが、具体的事業展開がない。			昨今の災害状況からも、災害対応における自主防災組織の役割は重要であるため、自主防災組織の育成、充実における行政支援は必要不可欠と認識する。現在、見直し中の防災計画において、行政と住民・地域との役割分担を明確にし、啓発事業、防災教育、訓練など、自主防災組織の支援事業に積極的に取り組んでいきたいと考える。				
		有効性	3	昨今の災害状況からも自主防災の役割は重要であるが、有効な具体的支援策に至っていない。							
		効率性	2	住民との役割分担による事業推進が必要であるが、効率性を判断できる事業推進に至っていない。							
		妥当性	3	目標達成のための手段等として妥当な事業であるが、具体的支援策をもった事業展開がない。							
		将来性	3	今後、更に自主防災に役割は重要であるので、行政と地域それぞれの役割による危機対応が必要である。							
	総合評価	B	事業の改善を検討し、慣行的にならないよう継続実施		展開に向けた考え方2						
	第2次評価	必要性	3	防災対策において自主防災の育成、充実が必要不可欠であるので、早急に支援策を検討し積極的な事業推進を求める。			防災対応においては、行政が全てを担うことは困難であり、住民・地域の協力が必要不可欠となる。そのためにも、自主防災組織の育成と充実に努めなければならない。現在、策定中の防災計画において、自主防災組織の役割を明確にし、行政と住民・地域との役割分担による危機管理体制の確立を求める。また、自主防災における各種支援策についても、早急に検討することを強く要望する。				
		有効性	2	自主防災の重要性に鑑み、事業の必要性は認識するが、現在、有効となる事業推進が図られていない。							
		効率性	2	具体的な事業の取組みが図られていないため、効率性を判断する材料に欠ける。							
		妥当性	2	目的達成のための手段・方法として妥当な事業であるが、具体的な事業展開がなく、妥当性の判断材料に欠ける。							
		将来性	3	昨今の災害状況からも自主防災の役割は更に重要となっており、積極的な自主防災組織育成・充実のための支援を求める。							
		総合評価	C	事業規模・内容又は実施主体の見直しが必要							

補助事業の名称 自治会保険加入補助事業

計 画 策 定 (P L A N)	主 管 課 名	企画財政課				事業の種類	町単独のソフト事業				
	政策(5つの柱)	住民が主役となるまちづくり				事業開始年度	平成4年度				
	施 策 名	参画と協働				事業終了年度	—				
	会 計 名	一般会計				根拠法令・要綱等の名称	上郡町自治会保険加入補助要綱				
	予算区分(款)	総務費									
事業の目的	対象者・施設等 (誰を・何を)				目的・意図(どういう状態にしたいのか)						
	自治会(自治会員)				自治会活動における不測の事故に備えるため自治会が加入する保険に対し、その一部を補助することにより、自治会の財政負担の軽減のほか、自治会活動の健全な発展と地域振興に寄与することを目的とする。						
事業の内容	自治会が加入する活動保険の保険料の一部を補助する。補助金額は、保険料@283円×戸数を限度に、補助率は1/2としている。事務の流れは、①自治会から町へ補助金交付申請→②町において書類審査、自治会へ交付決定通知→③自治会から町へ補助金請求→④町から自治会へ補助金交付である。										
	年度		H18決算額	H19決算額	H20決算額	H21決算額	補助金等の内容	交付先区分		団体	
	事業費(千円)		727	750	744	745		補助の種類		事業費補助	
	特定財源	国・県補助金等						補助の性質		任意的なもの	
		地方債						補助の継続性		一時的補助	
		その他の収入						終期の設定		無	
	町費(一般財源)		727	750	744	745	補助交付要綱等		町条例・要綱等による		
	町民一人当たり町費(円)		40	42	42	43	補助の内容		事業費部分補助		
	成果指標	事業目的の成果を測る指標				指標設定の考え方		単位	19年度	20年度	21年度
		①	自治会保険加入率			加入自治会数/上郡町自治会数×100		%	95	95	96
②											
点 検 (C H E C K)	評価項目		評価点	評価分析・評価の考え方			改善・展開(ACTION)	展開に向けた考え方1			
	第1次評価	必要性	3	自治会活動の活性化と地域社会の発展に必要な事業である。				行政運営において、地域活動による住民参画は必要不可欠であるが、高齢化の進行による地域活動の衰退が懸念される中、自治会活動の安定的継続を図るための支援策として必要な事業であると考え。今後、連合自治会等での一括加入など加入方法の検討も含め、経費の削減に配慮した事業推進を図る。			
		有効性	3	自治会活動の支援策として有効な事業であると考え。							
		効率性	3	受益者負担も概ね適正であると考え。							
		妥当性	2	目標達成のための手段等として概ね妥当であると考えが、改善する部分はいくら考えられる。							
		将来性	3	高齢化による労力不足が懸念される中、自治会活動を確保・維持するために、今後も必要である。							
		総合評価	B	事業の改善を検討し、慣行的にならないよう継続実施							
	第2次評価	必要性	3	高齢化と人口減少が進行する中、自治会活動の安定的継続のために必要である。				展開に向けた考え方2 町行政の推進において、自治会活動は重要な役割を担うものであり、今後、一層高齢化の進行による地域活動のリスク軽減を図り、自治会衰退の抑制に必要な事業であると認められるが、更に財政負担の軽減に配慮した事業推進を期待する。			
		有効性	3	地域の安定的活動の維持・確保に有効であると認める。							
		効率性	3	対象金額に上限を設け補助率を定めた部分補助であり、事業経費は概ね適当であると判断する。							
		妥当性	3	事業経費及び職員の関わりも妥当な範囲と認めるが、更に経費削減・抑制への努力を期待する。							
		将来性	3	今後も自治会活動の安定的継続を図るために必要な事業である。							
		総合評価	B	事業の改善を検討し、慣例的にならないよう継続実施							

事務事業評価票						事務事業番号		4	
事務事業の名称			滞納処分等事務事業						

計画策定 (PLAN)	主管課名		税務課			事業の種類		法的に義務付けされた事務		
	政策(5つの柱)		住民が主役となるまちづくり			事業開始年度		町制開始年度		
	施策名		行財政の効率的運営			事業終了年度		—		
	会計名		一般会計			根拠法令・要綱等の名称		地方税法・税条例・国税徴収法・民法		
	予算区分(款)		総務費							
事業の目的	対象者・施設等 (誰を・何を)			目的・意図(どういう状態にしたいのか)						
	町税滞納者			地方税法等法律に基づく滞納処分等により、滞納者数及び滞納額の減少と徴収率向上を図り、自主財源の確保に努める。						

事業執行 (DO)	事業の内容 【集金業務】 ・督促状の発送 ・嘱託徴収員による訪問徴収の実施、納期内納付の啓発 【滞納整理】 ・催告書等の発送 ・滞納者の所在調査、財産調査等 ・都道府県・他市町職員及び税務署職員との連携 ・執行停止・不能欠損処理 【滞納処分】 ・差押予告書の発送 ・財産の差押、財産の換価(インターネット公売等)、換価代金等の配当及び交付要求										
	年度		H18決算額	H19決算額	H20決算額	H21決算額	改善・開 善・変 化 後 の 等	平成20～21年度の2か年に、兵庫県から徴税吏員の派遣により、効果的な滞納整理に係る指導を受け、滞納整理業務の強化を図り、徴収率向上に努めていきているところであるが、近年の景気低迷による国民所得の低下によって、更に滞納者の増加が懸念される中、滞納整理専門部署の設置など、より一層の滞納整理等業務体制の強化に努めていきたい。			
	事業費(千円)		18,516	18,547	18,785	19,053					
	財源内訳	国・県補助金等									
		地方債									
		その他の収入									
		町費(一般財源)	18,516	18,547	18,785	19,053					
	町民一人当たり町費(円)		1,030	1,044	1,073	1,095					
	成果指標	事業目的の成果を測る指標			指標設定の考え方			単位	19年度	20年度	21年度
		①	徴収率(国保除く、現年課税分)			滞納額の抑制を図る指標			%	98.7	98.2
②		徴収率(国保除く、滞納繰越分)			滞納額の減少を図る指標			%	19.7	22.1	27.1

点検 (CHECK)	評価項目		評価点	評価分析・評価の考え方		改善・展 開 (ACTION)	展開に向けた考え方1		
	第1次評価	必要性	4	地方税法及び国税徴収法等に基づき、町が実施すべき事務である。			滞納処分等事務は、法的にも自治体が行うべきものとされており、個人情報保護などの観点からも委託による対応に限界がある。景気低迷により国民所得が低下している現在、更に滞納者(額)が増加することが懸念されることから、税の公平性、行政運営における財源確保の手段としても、より一層の徴収努力を期待する。		
		有効性	4	自主財源確保に有効な事である。					
		効率性	4	事業経費は概ね適正であると考え、他の収入との統括的な滞納処分などに検討の余地はある。					
		妥当性	4	税金の徴収業務から滞納者の財産調査・捜索・差押・換価まで最小限の人員投入で行っている。					
		将来性	4	多種多様化する今後の行政運営において自主財源の確保は必須であり、より一層の体制強化が必要である。					
		総合評価	A	計画どおり事業を進めることが適当					
	第2次評価	必要性	4	法令に定められた事務であり、行政運営における必要な財源確保の手段として、町に必須の事務である。			展開に向けた考え方2 多種多様化する行政ニーズに対応した行政運営を図るうえにおいても、自主財源の確保は必須の条件であり、適正な賦課のもと確実に収入する手段として滞納処分等事務は町の必須の事務である。なお、滞納整理等事務においては、専門的知識と豊富な経験が必要とされることから、職員の育成強化を図るとともに、使用料など他の自主財源も含めた徴収体制の確立など、更なる体制強化を求める。		
		有効性	4	財源確保に有効な事務であり、ひいては町民生活の利便性のためにも不可欠である。					
		効率性	4	最小限の人員体制において、効果的に事務処理が行われていると認められる。					
		妥当性	4	行政運営における財源確保の手段・方法として、必須の事務である。					
		将来性	4	法令により定められた事務であり、町の財源確保に必要性は高い。					
		総合評価	A	計画どおり事業を進めることが適当					

事務事業の名称 交通災害共済事務事業

計画策定 (PLAN)	主管課名	住民課				事業の種類	県等からの委託事業			
	政策(5つの柱)	健康で安心できるまちづくり				事業開始年度	昭和43年度			
	施策名	交通安全対策の推進				事業終了年度	—			
	会計名	一般会計				根拠法令・要綱等の名称	兵庫県市町交通災害共済事務の委託に関する規約			
	予算区分(款)	総務費								
事業の目的	対象者・施設等(誰を・何を)				目的・意図(どういう状態にしたいのか)					
	町内居住者、町内への通勤・通学者				急速なモーター化の進展に伴う交通量の増大により、交通事故が多発する中、住民が安心した生活が送れるよう共済制度の加入促進を図り、と、交通事故被害者の救済に寄与する。					
事業執行 (DO)	事業の内容	8市12町(H22年度現在)で構成される兵庫県市町交通災害共済組合からの委託事務で、会員の加入に関する事務、掛金の収納及び保管に関する事務及び見舞金の請求・支払いに関する事務を町が行う。 ①共済期間 毎年4月1日から翌年3月31日まで ②共済掛金 500円/加入者1名 ③共済見舞金 治療実日数3日以上 30千円～死亡800千円 ・平成21年度加入状況 7,008人(加入率41.9%) ・共済組合より町へ事務取扱交付金(60円×加入人数、1,000円×見舞金交付申請数)あり。 ・町から自治会又は婦人会に共済加入申請等事務委託(委託料:60円×加入人数)。								
		年度	H18決算額	H19決算額	H20決算額	H21決算額	事業変開化始又時はか改ら善の	昭和43年に県下66町で構成する「兵庫県市町交通災害共済組合」を発足し、交通事故災害に対する住民相互の助け合いによる共済制度として開始された事業であるが、近年、加入者数が減少傾向にある。		
	事業費(千円)	952	942	926	1,091					
	財源内訳									
	国・県補助金等									
	地方債									
	その他の収入	894	877	1,099	1,080					
	町費(一般財源)	58	65	-173	11					
	町民一人当たり町費(円)	3	4	-10	1					
	成果指標	事業目的の成果を測る指標				指標設定の考え方		単位	19年度	20年度
① 加入率(加入者数/人口)				加入促進を検証するための指標		%	44.4	42.0	41.9	
② 見舞金請求件数				共済制度の利用状況		件	48	48	40	
点検 (CHECK)	第1次評価	評価項目	評価点	評価分析・評価の考え方		改善・展開 (ACTION)	展開に向けた考え方1			
		必要性	3	県下市町で構成する共済組合事業であり、交通被害者救済に必要であると考え。			交通事故被害者救済のため、8市12町で構成される兵庫県市町交通災害共済組合の一員として、不幸な交通事故から被害者が精神的に立ち直り、安心した生活を送れるよう支援していくために、本制度の維持は必要であるので、一層の加入促進に努めながら事業継続する。			
		有効性	3	補償額は小さいが、保険料が安価であることから、低所得者の保険加入促進に有効であると考え。						
		効率性	3	共済組合から町への委託事務であり、とりまとめも自治会等へ委託している。						
		妥当性	3	職員の関わり、事務経費も最小限の範囲であると考え。						
		将来性	4	高齢化社会の進展に伴う交通事故の増大が予想される中、被害者の救済支援として必要である。						
	総合評価	A	計画どおり事業を進めることが適当							
	第2次評価	必要性	3	共済組合から町へ委託された事務であり、交通被害者の救済・支援策として必要と判断する。			展開に向けた考え方2			
		有効性	3	安価な保険料で保険請求等手続きも容易であるので、町民の加入促進が図れる共済制度である。			昨今の高齢化社会の進展による高齢者の交通事故が増加する中において、住民の交通災害保険加入の必要性は高まるものと推測されるが、近年の加入率の低下を考えると、本共済制度の安定的運営が懸念されるため、今後は、制度の周知徹底など、より一層の加入促進に向けた取り組みを求める。			
		効率性	3	町費の投入及び職員の関わり方も必要最小限の範囲であると判断するが、加入促進に努力を期待する。						
		妥当性	3	自治会等に参加申込書のとりまとめ等を委託するなど、事務に関わる職員数及び経費も妥当と判断する。						
		将来性	3	共済制度の安定的維持を図るために、高齢者等への説明周知など、加入促進への努力を期待する。						
		総合評価	B	事業の改善を検討し、慣例的にならないよう継続実施						

補助事業の名称 生ごみ処理機器購入補助事業

計画策定 (PLAN)	主管課名	住民課				事業の種類	町単独のソフト事業			
	政策(5つの柱)	元気とにぎわいを生みだすまちづくり				事業開始年度	平成11年度			
	施策名	環境衛生対策の推進				事業終了年度	—			
	会計名	一般会計				根拠法令・要綱等の名称	上郡町ごみ減量化機器購入補助金交付要綱			
	予算区分(款)	衛生費								
事業の目的	対象者・施設等 (誰を・何を)				目的・意図(どういう状態にしたいのか)					
	住民				町民が購入する家庭用生ごみ堆肥化容器や機器の購入費用の一部を助成することで、生ごみの資源化・減量化を推進する。					
事業執行 (DO)	事業の内容	住民が、町長が認定した取扱業者から家庭用生ごみ処理容器や機器を購入する場合において、その費用の一部を補助する。 ■家庭用生ごみ処理容器…1世帯あたり2基、1基あたり5,000円を限度として、その購入費用の1/2を助成する。 ■家庭用生ごみ処理機器…1世帯あたり1基、1基あたり20,000円を限度として、その購入費用の1/2を助成する。 ※ただし、購入・設置から一定の期間を経過した後の更新に係る購入及び設置についても対象とする。								
	年度	H18決算額	H19決算額	H20決算額	H21決算額	補助金等の内容	交付先区分	個人		
	事業費(千円)	443	233	315	362		補助の種類	事業費補助		
	特定財源						補助の性質	任意的なもの		
	国・県補助金等						補助の継続性	一時的補助		
	地方債						終期の設定	無		
	その他の収入						補助交付要綱等	町条例・要綱等による		
	町費(一般財源)	443	233	315	362	補助の内容	事業費部分補助			
	町民一人当たり町費(円)	25	13	18	21					
	成果指標	事業目的の成果を測る指標			指標設定の考え方		単位	19年度	20年度	21年度
①		ごみ焼却施設における焼却量		ごみ減量化対策による効果		t	4,876	4,824	4,692	
②										
点検 (CHECK)	評価項目	評価点	評価分析・評価の考え方			改善・展開 (ACTION)	展開に向けた考え方1			
	第1次評価	必要性	3	町単独事業であるが、環境問題に対する住民意識の向上に必要な事業であると考ええる。			家庭から排出される生ごみの資源化を促進し、ごみの減量化による環境負荷の軽減とともに、廃棄物処理施設の負荷軽減を図るために、必要な事業であると考ええる。環境問題に対する住民意識の高揚を図りながら、今後も事業継続する。			
		有効性	4	住民の環境意識の高揚とともに、ごみ処理施設の負荷軽減に有効であると考ええる。						
		効率性	4	限度額と補助率を設定した部分補助であり、受益者負担も適正と考える。						
		妥当性	3	ごみ減量化の手段として妥当な事業である。						
		将来性	4	住民の環境問題に対する意識の向上に寄与する事業であり、事業継続による更に普及促進を図る。						
		総合評価	A	計画どおり事業を進めることが適当						
	第2次評価	必要性	3	環境問題に対する住民意識の高揚を図るために、必要な事業であると認められる。			展開に向けた考え方2 町単独事業であるが、環境問題に対する住民意識の高揚のために必要で有効な事業であると認められる。しかし、本制度は環境負荷の軽減を図るための一つの手段として機器の普及促進を図るためのものであり、今後、一層の普及促進を図るために、住民に対しては環境負荷の軽減状況など目標の達成度を公表するなどの工夫が必要である。			
		有効性	3	環境問題であるごみの減量化対策に有効な事業と判断するが、更に普及促進が必要である。						
		効率性	3	販売業者を認定制度とするなど、住民の利便性向上と交付事務の効率化は図られていると認める。						
		妥当性	3	事業目的を明確に示した普及促進が必要である。						
		将来性	3	循環型社会の構築という目標達成に有効な事業であると認めるが、普及促進が最終目標ではない。						
		総合評価	B	事業の改善を検討し、慣例的にならないよう継続実施						

補助事業の名称 人工透析患者特別助成事業

計画策定 (PLAN)	主管課名	保険課				事業の種類	町単独のソフト事業			
	政策(5つの柱)	健康で安心できるまちづくり				事業開始年度	平成2年度			
	施策名	障害者福祉の充実				事業終了年度	—			
	会計名	一般会計				根拠法令・要綱等の名称	上郡町人口透析患者特別助成金交付要綱			
	予算区分(款)	民生費								
事業の目的	対象者・施設等(誰を・何を)				目的・意図(どういう状態にしたいのか)					
	町内在住の人工透析通院患者				精神的・肉体的負担が大きく半永久的な治療を必要とする人口透析患者について、町内医療機関で人工透析治療ができないことによる通院に係る経済的負担の軽減を図る。					
事業執行 (DO)	事業の内容	町内在住の人工透析患者が透析治療のために通院した場合において、1日1,000円、1ヵ月12日間を上限として年2回支給する。通院実績は、国保レセプト及び福祉医療レセプトを参考に把握・確認するとともに、本資料において確認できない患者においては、医療機関の証明書の提出を求める。 【対象者数の推移】H2年度:16名、H7年度:21名、H12年度:28名、H17年度:29名、H21年度:34名								
	年度	H18決算額	H19決算額	H20決算額	H21決算額	補助金等の内容	交付先区分	個人		
	事業費(千円)	3,496	3,338	3,625	4,080		補助の種類	その他		
	特定財源						補助の性質	任意的なもの		
	国・県補助金等						補助の継続性	一時的補助		
	地方債						終期の設定	無		
	その他の収入						補助交付要綱等	町条例・要綱等による		
	町費(一般財源)	3,496	3,338	3,625	4,080	補助の内容	事業費部分補助			
	町民一人当たり町費(円)	195	188	207	234					
	成果指標	事業目的の成果を測る指標			指標設定の考え方		単位	19年度	20年度	21年度
①		対象者数		助成対象人数(実数)		人	29	32	33	
②										
点検 (CHECK)	評価項目		評価点	評価分析・評価の考え方		改善・展開 (ACTION)	展開に向けた考え方1			
	第1次評価	必要性	2	人工透析患者に限定した必要性は認められる。			人工透析治療が可能な医療機関がない本町の特殊な事業から、町外医療機関への通院治療を余儀なくされる人工透析患者に限り、通院に係る経済負担の軽減を図る目的をもって開始した助成事業であるが、近年の医療機関における送迎車両の運行や、町外への長期通院治療を余儀なくされる他の疾病患者の存在など、事業開始当時から社会的変化等から本助成制度の維持・継続に疑問を感じる。			
		有効性	2	人工透析患者のニーズに合致しているが、住民全体のニーズとしては疑問である。						
		効率性	4	事業経費は適正であるとする。						
		妥当性	4	限度額の設定など事業経費も適正で、職員の事務的負担も少ない。						
		将来性	2	人工透析患者に限定した助成であるので、他の疾病患者との整合性に疑問が残る。						
		総合評価	B	事業の改善を検討し、慣行的にならないよう継続実施						
	第2次評価	必要性	2	人工透析患者に必要な事業と認識するが、他の疾病患者との整合性に疑問である。			展開に向けた考え方2 町内に人工透析の通院治療が可能な医療機関がない特殊な背景により、長期通院治療を余儀なくされた人工透析患者の経済的負担軽減を図る目的で創設された助成制度であるが、その後の交通事情の変化や町外への長期通院治療を必要とする他の疾病患者の対応との整合性の観点からも、本制度を慣例的に継続していくことは疑問であり、福祉医療制度そのものの再考が必要である。			
		有効性	2	制度開始当時から交通事情等の変化も考慮に、制度の再考を求める。						
		効率性	2	所得制限や限度額設定など経費抑制への配慮は認められる。						
		妥当性	2	患者の負担を考慮した場合に、町内医療機関での通院治療の可能性など、再検討が必要である。						
		将来性	2	本制度の慣例的継続は疑問であり、福祉医療制度そのものの再考が必要と考える。						
		総合評価	C	事業規模・内容又は実施主体の見直しが必要						

事務事業評価票						事務事業番号		8			
事務事業の名称			お口の健康デー事業								
計 画 策 定 （ P L A N ）	主 管 課 名		健康福祉課			事業の種類		町単独のソフト事業			
	政策(5つの柱)		健康で安心できるまちづくり			事業開始年度		平成3年度			
	施 策 名		保健			事業終了年度		—			
	会 計 名		一般会計			根拠法令・要綱等の名称		—			
	予算区分(款)		衛生費								
事業 の 目 的	対象者・施設等（誰を・何を）			目的・意図(どういう状態にしたいのか)							
	町民			歯の衛生に関する正しい知識啓発と、歯科疾患の予防処置の徹底など、口(歯)の健康に視点を置き、身体 の健康保持・増進に繋げることを目的とする。							
事業 執行 （ D O ）	事業の内容		口腔疾患の予防、歯の健康づくりに視点を置いたイベント「お口の健康デー」を毎年6月に実施し、歯科医師等による歯科検診・歯磨き指導・フッ素塗布のほか、健康に配慮した手作りおやつの配布など、口の健康に着目した健康づくりを推進している。また、イベントにおいては、虫歯のない子どもの表彰を行い、歯の健康の大切さを子ども時代から意識づけするための事業展開を図っている。								
	年度		H18決算額	H19決算額	H20決算額	H21決算額	事業 変 更 開 始 時 は 改 善 の	3歳児のう歯有病率及び虫歯有病者の割合が高かったことを受け、その対策事業として、本イベント事業に着手した。歯科医師等による指導、また年2回のフッ素塗布等によって、虫歯予防に対する意識向上が図られ、中学3年生の虫歯なし比率の増加やう歯有病率の減少など改善に繋がっているものと考えられる。			
	事業費(千円)		322	389	334	中止					
	財 源 内 訳	国・県補助金等									
		地方債									
		その他の収入			313						
		町費(一般財源)	322	389	21						
	町民一人当たり町費(円)		18	22	1						
	成 果 指 標	事業目的の成果を測る指標			指標設定の考え方			単位	19年度	20年度	21年度
		①	中学3年生の虫歯なし比率		事業展開による効果の検証			%	14.6	19.1	25.1
②		う歯有病率(3歳6ヵ月児)		事業展開による効果の検証			%	38.7	31.0	29.7	
点 検 （ C H E C K ）	評価項目		評価点	評価分析・評価の考え方			改善・ 展 開 （ A C T I O N ）	展開に向けた考え方1			
	第1次評価	必 要 性	3	町民の健康増進に寄与する必要な事業である。				本町における歯の健康改善を図るべく開始したイベント事業であるが、事業開始から改善が図られており、町民に口(歯)の健康の大切さを学ばせる機会として、今後も食事の摂り方など食育にまで拡充した事業展開を図りたい。			
		有 効 性	3	町民の健康増進に寄与する有効な事業である。							
		効 率 性	3	事業経費等は概ね適正と考える。							
		妥 当 性	3	町民の健康増進のための手段として、妥当であるが、見直す部分も考えられる。							
		将 来 性	4	口(歯)は健康づくりの入口であり、健康増進に必要な事業である。							
		総合評価	A	計画どおり事業を進めることが適当							
	第2次評価	必 要 性	4	口(歯)の健康づくりに主眼を置いた健康増進事業として、必要な事業と判断できる。				展開に向けた考え方2 口(歯)の健康づくりを健康増進の起点として捕らえた町の独自性が伺える事業であり、更なる事業推進に期待する。なお、事業展開においては、歯科医師会等各種団体との役割分担を明確にするとともに、現在策定中の食育推進計画とも整合を持たせた、身体に入る前の食べ物から身体全体の健康に繋げる一連の事業推進に期待する。			
		有 効 性	3	一定の成果も見られ、有効な事業である。							
		効 率 性	3	歯科医師会等関係団体との役割分担とフッ素塗布など一定の受益者負担の検討が必要である。							
		妥 当 性	3	歯科医師会等関係団体との役割分担による事業展開を求める。							
		将 来 性	4	町独自の事業展開が図られており、今後、食育との連携も含めた事業展開に期待する。							
総合評価		A	計画どおり事業を進めることが適当								

補助事業の名称 林業研究グループ補助事業

計 画 策 定 (P L A N)	主 管 課 名	産業振興課				事業の種類	町単独のソフト事業				
	政策(5つの柱)	豊かな自然を活かした、魅力あるまちづくり				事業開始年度	平成6年度				
	施 策 名	林業などの振興				事業終了年度	—				
	会 計 名	一般会計				根拠法令・要綱等の名称	産業振興課補助金交付規則				
	予算区分(款)	農林水産業費									
事 業 の 目 的	対象者・施設等 (誰を・何を)				目的・意図(どういう状態にしたいのか)						
	林業振興に係る研究団体				林業技術の向上及び林業経営の研究改善、森林生産力の増強と経済地位の確立を図る。						
事 業 執 行 (D O)	グループの事業内容 1. 研究会の開催(マツタケ接種施業 細野地区) 2. 情報交換(播磨ブロック林業研究グループ研修会の参加) 3. 講演会の参加(ふるさと森講演会への参加) ※会員の会費のほか、県普及協会及び町補助金により運営										
	年度		H18決算額	H19決算額	H20決算額	H21決算額	補 助 金 等 の 内 容	交付先区分	団体		
	事業費(千円)		61	61	61	61		補助の種類	運営補助		
	特 定 財 源	国・県補助金等						補助の性質	任意的なもの		
		地方債						補助の継続性	継続的補助		
		その他の収入						終期の設定	無		
	町費(一般財源)		61	61	61	61		補助交付要綱等	町条例・要綱等による		
	町民一人当たり町費(円)		3	3	3	4	補助の内容	事業費部分補助			
	成 果 指 標	事業目的の成果を測る指標				指標設定の考え方		単位	19年度	20年度	21年度
		①	会員			会員延べ人数		人	16	16	16
		②									
	点 検 (C H E C K)	評価項目		評価点	評価分析・評価の考え方			改 善 ・ 展 開 (A C T I O N)	展開に向けた考え方1		
第 1 次 評 価		必 要 性	3	林業衰退抑制の取組みとして必要と考えるが、事業休止・廃止による町民への影響は少ない。			本町における林業は、少子高齢化による後継者不足を反映し、衰退の一途であるため、林業経営について多角経営による収益確保を図ることが、林業離れの抑制、林業衰退の歯止めになるものとして、林業研究グループの調査・研究活動に補助事業を展開してきており、椎茸栽培等においては一定の成果を得ているように感じている。現在は、最も高収益が望める松茸栽培の研究に力を入れており、その成果が得られるよう町としても本グループ活動への支援を継続する。				
		有 効 性	3	町民満足度はあまり高くないと考える。							
		効 率 性	3	段階的に補助金の削減を図っている。							
		妥 当 性	3	団体運営補助であり、町の関わりは少ない。							
		将 来 性	3	林業振興の推進に当分の間は、事業継続が必要である。							
		総合評価	B	事業の改善を検討し、慣行的にならないよう継続実施							
第 2 次 評 価		必 要 性	3	林業振興に向けた研究は必要であるが、現在の事業内容においては町補助の必要性に欠ける。			展開に向けた考え方2 一層顕著となっている林業衰退の抑制と林業振興においては、行政主導による抜本的施策の展開が必要であり、当該事業においても、行政の関わり方を再考するとともに、補助期限を明確にし団体運営の自立を促す必要がある。				
		有 効 性	3	椎茸栽培などに一定の成果はあるものの、町の林業振興に寄与できるまでの研究成果に至っていない。							
		効 率 性	2	補助金は段階的に削減を図り少額となっているが、団体の自立を促すべきである。							
		妥 当 性	2	町は補助金の交付による関わりのみで、補助の目的が見失われつつある。							
		将 来 性	3	団体への補助のみでなく、林業振興に向けた行政の積極的な関わりの中で新たな事業展開が必要である。							
	総合評価	B	事業の改善を検討し、慣例的にならないよう継続実施								

事務事業評価票						事務事業番号		10		
事務事業の名称			近畿自然歩道管理事業							
計 画 策 定 （ P L A N ）	主 管 課 名		産業振興課			事業の種類		施設運営管理		
	政策(5つの柱)		豊かな自然を活かした、魅力あるまちづくり			事業開始年度		平成9年度		
	施 策 名		観光・レクリエーションの振興			事業終了年度		—		
	会 計 名		一般会計			根拠法令・要綱等の名称				
	予算区分(款)		商工費							
事業 の 目 的	対象者・施設等（誰を・何を）			目的・意図(どういう状態にしたいのか)						
	町民及び自然歩道来訪者			各地の多様性に富んだ自然や地域の歴史資源を、既存の道路や林道を利用して带状に結び、身近に自然や歴史とふれあうための自然歩道を良好な状態に維持し、観光振興を図る。						
事業 執行 （ D O ）	事業 の 内 容		【業務の内容】 ・歩道の除草 年2回 ・公衆用トイレ清掃 月3回 汲み取り 年3回 【実施方法】 ・地元自治会(小野豆、野桑、広根、赤松、岩木地区)へ委託							
	年度		H18決算額	H19決算額	H20決算額	H21決算額	事業 変 更 開 始 時 は 改 善 の	昨今の健康志向ブームにより、全国的に中高年層による登山やハイキング人口が増加し、本町の自然歩道を利用する愛好者の姿も目にする事が多くなっており、利用者の利便性向上に寄与している。しかし、作業を委託している自治会の高齢化による労力維持が課題となってきた。		
	事業費(千円)		584	584	584	584				
	財 源 内 訳	国・県補助金								
		地方債								
		その他の収入	506	506	430	430				
	町費(一般財源)		78	78	154	154				
	町民一人当たり町費(円)		4	4	9	9				
	成 果 指 標	事業目的の成果を測る指標			指標設定の考え方		単位	19年度	20年度	21年度
		①	白旗城まつり登山参加者数		利用者数		人	53	62	中止
②										
点 検 （ C H E C K ）	評価項目		評価点	評価分析・評価の考え方						
	第1次 評価	必 要 性	3	県からの受託事業であり、また観光施設として維持管理は必要である。						
		有 効 性	3	維持管理することは来訪者のニーズに有効である。						
		効 率 性	3	県からの受託事業であり、県からの委託料を財源に地元自治会へ委託している。						
		妥 当 性	4	管理手法としては妥当である。						
		将 来 性	3	今後においても、観光振興に必要な管理事業である。						
		総合評価	A	計画どおり事業を進めることが適当						
	第2次 評価	必 要 性	3	観光施設として良好な環境を維持する必要性は認める。						
		有 効 性	3	地域の環境保全や利用者の安全面と利便性向上に有効である。						
		効 率 性	3	経費削減を配慮した事業費であるが、より経費抑制に配慮した事業推進を期待する。						
		妥 当 性	3	清掃・管理の外部委託や経費の抑制等概ね妥当と判断する。						
		将 来 性	3	観光資源等として維持管理は必要であるが、自治会委託以外の事業手法を検討する必要がある。						
		総合評価	B	事業の改善を検討し、慣例的にならないよう継続実施						
			改善・展開（ACTION）							
			展開に向けた考え方1							
			地域の環境保全、利用者の安全面の確保と利便性の向上及び町の観光振興に寄与するものであり、経費の抑制を図りながら、現状程度の経費で継続する。							
			展開に向けた考え方2							
			地域や来訪者の安全面や快適環境整備の観点から必要な事業であり、外部委託や経費の抑制は図られていると判断する。今後、地元自治会の高齢化の進展による労力維持が懸念されるため、新たな事業手法を検討する必要がある。							

事務事業評価票						事務事業番号		11			
事務事業の名称			交通安全施設整備事業								
計 画 策 定 （ P L A N ）	主 管 課 名		建設課			事業の種類		ハード事業（建設・整備）			
	政策（5つの柱）		健康で安心できるまちづくり			事業開始年度		町制開始年度			
	施 策 名		安全・安心対策の充実			事業終了年度		—			
	会 計 名		一般会計			根拠法令・要綱等の名称		道路法			
	予算区分（款）		総務費								
事業 の 目 的	対象者・施設等（誰を・何を）			目的・意図（どういう状態にしたいのか）							
	町民			地域住民の日常生活の安全性、快適な生活環境の確保を図るため、交通安全施設の整備を行い、交通事故防止を図る。							
事業 執行 （ D O ）	事業の内容		自治会等からの要望、道路パトロールによる危険箇所の把握により、ガードレール及び防護柵の設置・改良・維持、反射鏡の設置・維持、道路標識の設置、区画線の補修等を行う。【参考】町道総延長（平成21年度末現在）：339,516m								
	年度		H18決算額	H19決算額	H20決算額	H21決算額	事業 変 更 開 始 又 時 は 改 善 の	事業当初は、工事実施箇所ごとに設計等を行い事業執行していたが、交通安全施設として同種の工事内容が多く発生することから、事業実施の方法を基本的な工種に対して単価契約等することにより、事務の簡素化と事業執行までの時間短縮を図っている。			
	事業費（千円）		9,565	4,248	4,182	3,730					
	財 源 内 訳	国・県補助金等									
		地方債									
		その他の収入									
	町費（一般財源）		9,565	4,248	4,182	3,730					
	町民一人当たり町費（円）		532	239	239	214					
	成 果 指 標	事業目的の成果を測る指標			指標設定の考え方			単位	19年度	20年度	21年度
		①	反射鏡		設置総数			基	838	849	858
②		防護柵		設置総延長			m	16,113	16,171	16,195	
点 検 （ C H E C K ）	評価項目		評価点	評価分析・評価の考え方							
	第 1 次 評 価	必 要 性	4	町民の安全・安心な生活環境の確保・維持に必要不可欠である。							
		有 効 性	3	町民の要望等を受け実施しており、町民ニーズに概ね合致している。							
		効 率 性	3	発注方法の改善など、経費の節減のほか、早期の事業執行に配慮している。							
		妥 当 性	4	道路管理者の責務である。							
		将 来 性	4	将来的にも住民生活の安全を確保することは必要不可欠である。							
		総合評価	A	計画どおり事業を進めることが適当							
	第 2 次 評 価	必 要 性	4	交通安全対策として、住民生活の安全性確保に必要不可欠である。							
		有 効 性	4	住民ニーズに合致するとともに、住民生活の利便性と安全性に寄与すると認められる。							
		効 率 性	4	発注方法の改善など効率的な事業執行が行われているが、より経費節減を追求した事業推進を期待する。							
		妥 当 性	4	道路管理者の責務として必須であるが、関係機関等との連携強化を図り、よりの確な情報収集に努めること。							
		将 来 性	4	将来的も、住民生活の安全と安心のまちづくりに必要である。							
		総合評価	A	計画どおり事業を進めることが適当							
改善・展開 （ A C T I O N ）	展開に向けた考え方1										
	住民に安全で安心な生活環境を確保・維持するため、経費節減に配慮しながら、事業推進を図る。										
改善・展開 （ A C T I O N ）	展開に向けた考え方2										
	交通社会における日常生活の安全性と生活環境の確保を図るために必要不可欠な事業である。事業の実施方法についても、効率性と緊急性に配慮した改善が図られているが、他の部署や関係機関との連携による迅速かつ的確な情報収集をもって、事業推進を図る必要がある。										

事務事業評価票						事務事業番号		12		
事務事業の名称			町営住宅管理事業							
計画策定 (PLAN)	主管課名		建設課			事業の種類		施設運営管理		
	政策(5つの柱)		元氣とにぎわいを生みだすまちづくり			事業開始年度		昭和34年度		
	施策名		住宅の充実			事業終了年度		—		
	会計名		一般会計			根拠法令・要綱等の名称		公営住宅法、上郡町営住宅管理条例		
	予算区分(款)		土木費							
事業の目的	対象者・施設等 (誰を・何を)			目的・意図(どういう状態にしたいのか)						
	公営住宅、入居者			住宅困窮者に対し、最低居住水準を確保するための安全で良好な居住環境を供給する。						
事業執行 (DO)	事業の内容		■普通町営住宅管理戸数(H21年度末入居可能)194戸 …ハイツあゆみ88戸、ハイツカメリア32戸、東町12戸、旭ヶ丘3戸、緑ヶ丘21戸、安室ヶ丘34戸、土井4戸 ■特定公共賃貸住宅管理戸数…ハイツカメリア24戸 ■住宅の維持補修、使用料徴収、住宅建設時の借入金償還							
	年度		H18決算額	H19決算額	H20決算額	H21決算額	事業変開化始又時はか改ら善の	昭和26年に公営住宅法が交付されたことに伴い、昭和30年代から町営住宅を供給してきているが、昭和40年代以前に建築された木造、簡易耐火造の住宅は、老朽化等によって、広く町民の利用に供することができない状況になったため、平成10年度から、再生マスタープランに基づき、ハイツカメリア、ハイツあゆみを整備し、入居者への安全な住環境を提供してきている。		
	事業費(千円)		65,897	66,831	74,466	102,401				
	財源内訳	国・県補助金等	334	278	348	19,316				
		地方債								
		その他の収入	41,047	44,975	48,677	48,269				
		町費(一般財源)	24,516	21,578	25,441	34,816				
	町民一人当たり町費(円)		1,364	1,215	1,453	2,000				
	成果指標	事業目的の成果を測る指標			指標設定の考え方			19年度	20年度	21年度
		①	町営住宅入居率		入居戸数/管理戸数			%	100	99
②		入居申込倍率		申込数/募集戸数			%	2	3	4
点検 (CHECK)	評価項目		評価点	評価分析・評価の考え方			改善・展開 (ACTION)	展開に向けた考え方1		
	第1次評価	必要性	3	町営住宅の管理者として住宅管理は必要であるが、民間でもできる。				住宅管理においては、指定管理者制度などによる民間委託も可能であるが、本町の住宅管理戸数では規模が小さく、民間委託は困難であると考えている。近年の経済状況を反映し、住宅退去者が減少するとともに、入居希望者の増加が見込まれるため、今後も良好な住宅環境を提供するために、現状で事業の継続を図り、また老朽化した住宅の計画的な建替えを促進し、居住性能の向上を図る。		
		有効性	3	町営住宅の管理により良好な住居環境を提供することは、入居者のニーズに有効である。						
		効率性	3	使用料は、法律で定められた基準に基づくものであり、受益者負担は適正である。						
		妥当性	3	住宅管理者としての責務であり妥当であるが、民間委託は可能である。						
		将来性	4	住宅困窮者への住居環境の提供と入居者の安全性確保に今後必要である。						
		総合評価	A	計画どおり事業を進めることが適当						
	第2次評価	必要性	3	住宅管理者として維持管理は必要であるが、民間委託も可能である。				展開に向けた考え方2 公営住宅は、住宅困窮者の居住環境を確保するために必要であるが、その管理においては、建設における地方債の償還等の財政負担を伴うことから、昨今の住宅事情及び今後の人口動態を考慮すると、民間賃貸住宅を活用した家賃補助制度など、住宅政策のあり方そのものを検討する必要がある。		
		有効性	3	住宅入居者の利便性向上に寄与しているが、全て町が担うことについては、財政負担が大きい。						
		効率性	3	受益者負担は法律で定められた基準額であり適正であると認めるが、建設時に借入れた地方債の公償費負担が大きい。						
		妥当性	3	目標達成の手段・方法として妥当であるが、民間委託も含め管理運営の手法を検討する必要がある。						
		将来性	3	住宅困窮者への住居環境の提供は必要であるが、今後の住宅政策においては、建設事業からソフト事業への転換も必要である。						
		総合評価	B	事業の改善を検討し、慣例的にならないよう継続実施						

事務事業の名称 簡易水道施設管理包括委託事業

計 画 策 定 (P L A N)	主 管 課 名	上下水道課				事業の種類	施設運営管理				
	政策(5つの柱)	元氣とにぎわいを生みだすまちづくり				事業開始年度	平成20年度				
	施 策 名	上水				事業終了年度	—				
	会 計 名	簡易水道事業				根拠法令・要綱等の名称	水道法、上郡町簡易水道事業の設置及び管理に関する条例				
	予算区分(款)	簡易水道施設費									
事業の目的	対象者・施設等 (誰を・何を)				目的・意図(どういう状態にしたいのか)						
	簡易水道施設の維持管理				民間企業の高度な知識と効率的な調達管理により、精度の高い維持管理と費用の削減効果を図る。						
事業執行(DO)	事業の内容	簡易水道とは、水道事業のうち給水人口が5,000人以下の地域を対象として、山間部等の人口密度が低く、1戸あたりの配水管延長が長く、財政的・地理的に不利な都市部以外の地域の水道事業であるため、本来、水道事業のような効率的な運営が困難な事業であるが、その管理経費の節減を目的に、民間の高度な知識を活用した役務の提供と合わせて、施設管理に必要な電力、薬品、消耗品の調達までを複数年契約により包括委託することで、中長期運転計画によるスケールメリットを発生させ、施設の機能・性能の確保・維持することで、安定した水道水の供給を図る。									
	年度	H18決算額	H19決算額	H20決算額	H21決算額	事業変開始又は改善の	簡易水道施設の維持管理を包括委託することにより、職員の直営作業を無くすとともに、民間の技術力の発揮により、24時間体制で安全で安定した飲料水の供給が図られている。また、施設の機能・性能維持についても、通常維持管理における修繕箇所早期発見、対応が図られ、長期的なスケールメリットが期待できる。				
	事業費(千円)	15,961	16,586	10,603	10,662						
	財源内訳	国・県補助金等									
	地方債										
	その他の収入										
	町費(一般財源)	15,961	16,586	10,603	10,662						
	町民一人当たり町費(円)	888	934	606	613						
	成果指標	事業目的の成果を測る指標				指標設定の考え方		単位	19年度	20年度	21年度
		① 施設管理経費				事業実施の効果を図る指標		千円	7,590	10,603	10,662
② 職員人件費				人件費の抑制		円	8,996	—	—		
点検(CHECK)	第1次評価	評価項目	評価点	評価分析・評価の考え方		改善・展開(ACTION)	展開に向けた考え方1				
		必要性	3	事業経営の効率化を図るために必要である。			費用削減効果を目指すとともに、中長期的運転計画による施設機能・性能の維持確保を図ため、今後も本事業においては検証と見直しを図りながら、より効率的な事業経営に努力とともに、安全かつ安定的な飲料水の供給を行う。				
		有効性	4	飲料水の安定供給と維持管理経費の削減に寄与し、有効である。							
		効率性	4	民間委託による技術力の確保による飲料水の安定供給とともに、経費の削減が図られている。							
		妥当性	3	民間の高度な技術力導入による安定的な水の供給と事業経営の改善に繋がっている。							
		将来性	4	民間の専門的知識による通常維持管理により、長期的な維持管理経費の削減に期待できる。							
	総合評価	A	計画どおり事業を進めることが適当								
	第2次評価	必要性	4	飲料水供給の技術力確保と事業経営の効率化に寄与し、必要である。			展開に向けた考え方2				
		有効性	4	飲料水の安定供給と事業経費の削減が図られ、町民ニーズに合致し、満足度も高いと判断できる。							
		効率性	4	民間委託により質の高い技術力確保と人件費など事業経費の抑制が図られている。							
		妥当性	4	民間委託により職員の関与と事業経費の抑制に繋がっている。							
		将来性	3	安定的な安全な水の供給はもとより、更なる事業経営の効率化と経費節減への努力を期待する。							
		総合評価	A	計画どおり事業を進めることが適当							

補助事業の名称 農業集落排水使用料徴収事業

計画策定 (PLAN)	主管課名	上下水道課				事業の種類	法的に義務付けされた事務			
	政策(5つの柱)	元氣とにぎわいを生みだすまちづくり				事業開始年度	平成5年度			
	施策名	定住環境の整備				事業終了年度	—			
	会計名	農業集落排水事業				根拠法令・要綱等の名称	上郡町農業集落排水処理施設条例			
	予算区分(款)	下水道費								
事業の目的	対象者・施設等 (誰を・何を)				目的・意図(どういう状態にしたいのか)					
	農業集落排水処理受益者				農業集落排水処理事業における安定的事業運営を図るために、受益者に対する使用料を適正かつ効率的に賦課し、徴収することを目的とする。					
事業執行 (DO)	事業の内容	【排水処理施設】 苔縄地区農業集落排水処理施設、河野原地区農業集落排水処理施設、楠地区農業集落排水処理施設、鞍居浄化センター、赤松細野浄化センター、大枝大枝新浄化センター、皆坂浄化センター、栗原浄化センター、八保浄化センター、落地梨ヶ原浄化センター、高山浄化センター 【使用料】 基本使用料 10mまで1,400円 従量使用料 10～20m ³ 140円/1m ³ …1,000m ³ 超 220円/1m ³								
	年度	H18決算額	H19決算額	H20決算額	H21決算額	事業変開始又は時 はか改ら善の	農業集落排水事業の供用開始から平成16年度までは、各処理施設区域ごとに設置した管理組合に集金事務を委託し、徴収率がほぼ100%であったが、個人情報保護の観点から平成17年度より個人納付とした。その結果、徴収率が低下傾向にある。			
	事業費(千円)	2,208	2,223	1,786	1,787					
	財源内訳									
	国・県補助金等									
	地方債									
	その他の収入									
	町費(一般財源)	2,208	2,223	1,786	1,787					
	町民一人当たり町費(円)	123	125	102	103					
	成果指標	事業目的の成果を測る指標				指標設定の考え方		単位	19年度	20年度
①	使用料徴収率(現年分)		収入額/調定額		%	98.2	98.0	97.1		
②	使用料徴収率(滞繰分)		収入額/調定額		%	43.7	40.0	40.6		
点検 (CHECK)	第1次評価	評価項目	評価点	評価分析・評価の考え方		改善・展開 (ACTION)	展開に向けた考え方1			
		必要性	3	法律で定められており必要不可欠である。			農業集落排水事業は、農村地域の生活環境の向上と、用排水の水質保全を図ることを目的とした事業で、公共性が高く、町の管洋は必然である。事業運営のための安定的資金確保は必須であり、徴収率の向上に一層努める。			
		有効性	3	事業経営の安定を図るための財源確保に有効である。						
		効率性	3	事務の一部を水道事業と連携し、事業経費も概ね適正と考える。						
		妥当性	3	目標達成の手段・方法として妥当であるが、事務改善は考えられる。						
		将来性	3	安定的事業経営に必要であり、事業内容の工夫などによる徴収率向上に努める。						
	総合評価	B	事業の改善を検討し、慣行的にならないよう継続実施							
	第2次評価	必要性	3	使用料の徴収は、事業運営における安定的資金確保に必要である。			展開に向けた考え方2			
		有効性	3	使用料徴収の必要性は明確であるので、より一層の徴収努力を求める。			事業経営の安定を図るために使用料収入の確保は必須条件であるので、町の他の収入の徴収との連携など、効率的かつ効果的な徴収方法の検討と、一層の徴収努力を求める。			
		効率性	3	より効率的・効果的な徴収方法を検討するとともに、一層の徴収努力を期待する。						
		妥当性	3	資金の安定確保という目標達成の手段として、更なる徴収率向上への努力を求める。						
		将来性	3	徴収率の低下が懸念されるため、徴収方法の検討など、一層の徴収努力を求める。						
		総合評価	B	事業の改善を検討し、慣例的にならないよう継続実施						

補助事業評価票						事務事業番号		15			
補助事業の名称		自然学校推進補助事業									
計画策定 (PLAN)	主管課名	学校教育課				事業の種類				国・県補助のソフト事業	
	政策(5つの柱)	文化を育み、心ふれあうまちづくり				事業開始年度		昭和63年度			
	施策名	学校教育				事業終了年度		—			
	会計名	一般会計				根拠法令・要綱等の名称		兵庫県教育委員会補助金交付要綱、自然学校推進事業実施要領			
	予算区分(款)	教育費									
事業の目的	対象者・施設等 (誰を・何を)				目的・意図(どういう状態にしたいのか)						
	各小学校(5学年児童)				学習の場を教室から豊かな自然に移し、地域社会や人、自然とふれあい、また長期共同宿泊体験を通して、共に「生きる力」の育成を図る。						
事業執行 (DO)	事業の内容 【対象学年】小学校5学年 【事業内容】4泊5泊以上の長期宿泊を通して、自然観察、登山・ハイキング、地域の奉仕作業、自然素材を使ったクラフトや隠れ家づくり、地域交流(伝統芸能、伝承遊び等)、勤労体験、課題研究学習など。 【補助率等】1学級688千円、2学級1,112千円、3学級1,538千円限度に県補助1/2、町補助1/2										
	年度		H18決算額	H19決算額	H20決算額	H21決算額	補助金等の内容	交付先区分		学校	
	事業費(千円)		4,839	4,515	5,017	3,931		補助の種類		事業費補助	
	特定財源	国・県補助金等	2,334	2,173	3,049	1,881		補助の性質		任意的なもの	
		地方債						補助の継続性		一時的補助	
		その他の収入						終期の設定		無	
	町費(一般財源)		2,505	2,342	1,968	2,050		補助交付要綱等		町条例・要綱等による	
	町民一人当たり町費(円)		139	132	112	118		補助の内容		事業費部分補助	
	成果指標	事業目的の成果を測る指標				指標設定の考え方		単位	19年度	20年度	21年度
		① 参加児童数				延べ人数		人	151	166	161
② 児童1人あたり事業経費				補助金/参加児童数		千円	28	29	23		
点検 (CHECK)	評価項目		評価点	評価分析・評価の考え方			改善・展開 (ACTION)	展開に向けた考え方1			
	第1次評価	必要性	3	民間ではできない事業であるが、事業休止・廃止の場合の町民への影響は少ない。				現代の子供たちが、日常生活で体験できない体験学習であり、子どもの育成に必要な事業であり、今後も県とともに事業推進を図る。			
		有効性	3	子どもの教育・育成に有効な事業である。							
		効率性	3	県の補助事業で、基準経費の範囲で実施されており、事業経費は概ね適正と考える。							
		妥当性	3	県の補助事業の基準内で、職員の関わる範囲も必要最小限であるが、事務改善の余地はある。							
		将来性	4	町の将来を担う人材育成に、今後も有効な事業である。							
		総合評価	A	計画どおり事業を進めることが適当							
	第2次評価	必要性	4	子どもの育成に寄与する事業で、必要性は認められる。				展開に向けた考え方2 町の将来を担う子どもの育成に寄与する有効な教育事業であり、また事業経費も適正であると認められるが、事業内容に町の独自性を考慮した事業推進を期待する。また、体験学習前後の子どもの成長変化を検証し、事業内容に反映していくことも必要である。			
		有効性	3	子どもの視野を広げ、将来の人づくりに有効である。							
		効率性	3	県の補助事業で実施する事業の町負担分であり、事業経費も基準内で概ね適正と判断する。							
		妥当性	3	事業経費、職員の関わり方の範囲も妥当と認められる。							
		将来性	4	町の将来を担う子どもの教育事業であり、今後も必要であるが、町の独自性を取り入れた事業内容を期待する。							
		総合評価	A	計画どおり事業を進めることが適当							

事務事業評価票						事務事業番号		16			
補助事業の名称			教育研修所運営事業								
計画策定 (PLAN)	主管課名		学校教育課			事業の種類		町単独のソフト事業			
	政策(5つの柱)		文化を育み、心ふれあうまちづくり			事業開始年度		昭和47年度			
	施策名		学校教育			事業終了年度		—			
	会計名		一般会計			根拠法令・要綱等の名称		地方教育行政の組織及び運営に関する法律、上郡町立小学校・中学校の管理運営に関する規則			
	予算区分(款)		教育費								
事業の目的	対象者・施設等 (誰を・何を)			目的・意図(どういう状態にしたいのか)							
	教職員			教職員に、研究と修養の機会を保障するとともに、教育内容に関する専門性や教材研究、教育機器の使用方法に関する研修等を行う機会を提供する。							
事業執行 (DO)	事業の内容		【研究部会】H21年度 13部会(国語、算数・数学、理科、社会、英語、家庭、特別支援、生徒指導、情報機器、養護教諭、事務、幼稚園、中学校)あり。 【活動内容】教育研修所広報年2回発行、研究紀要の発行、各研究部会・研修講座・教育講演会・研究発表会の開催など								
	年度		H18決算額	H19決算額	H20決算額	H21決算額	事業変開始又は改ら善の	平成17年度まで、教育研修所に係る全ての経費(事業費)を補助金として支出していたが、使途を明確にするために、平成18年度から経費の内容・性質に応じた直接の支出に改め、事業費の抑制に努めている。			
	事業費(千円)		3,200	3,309	3,167	3,195					
	財源内訳	国・県補助金等									
		地方債									
		その他の収入									
	町費(一般財源)		3,200	3,309	3,167	3,195					
	町民一人当たり町費(円)		178	186	181	184					
	成果指標	事業目的の成果を測る指標			指標設定の考え方			単位	19年度	20年度	21年度
		① 部会等の延開催数			活動状況の把握			回	100	89	103
② 事業費			活動1回あたりの事業費			千円	16	18	16		
点検 (CHECK)	評価項目		評価点	評価分析・評価の考え方							
	第1次評価	必要性	3	教育水準の維持・レベルアップに必要であるが、事業休止等による町民への影響は少ない。							
		有効性	3	学校教育の推進に寄与する事業であるが、直接的に町民ニーズに合致するものではない。							
		効率性	3	事業費の執行方法改善など経費の節減に配慮しており、事業費も概ね適正であると考ええる。							
		妥当性	4	学校教育の充実を図るための手段・方法として妥当であると考ええる。							
		将来性	4	今後においても、教育水準の維持・向上は学校教育の推進に必要不可欠である。							
		総合評価	A	計画どおり事業を進めることが適当							
	第2次評価	必要性	3	教育水準の向上において、教職員間での情報交換や研究等を行う機会の提供は、必要であると認める。							
		有効性	3	一般町民の直接的満足度に繋がる事業ではないが、教育の充実に有効な機会である。							
		効率性	3	事業経費の節減に配慮が伺えるが、部会数、研修講座の回数等を精査し、効率的かつ効果的な事業継続を求める。							
		妥当性	3	学校教育の充実を図るための手段・方法として妥当であると考ええるが、更に事業経費の節減に努めること。							
		将来性	4	今後も、学校教育の充実に必要な機会であるが、就学出口までを見据えた連携強化を期待する。							
		総合評価	A	計画どおり事業を進めることが適当							
改善・展開 (ACTION)	展開に向けた考え方1										
	本町においては、幼稚園、小学校の統合が進む中において、教職員数の減少による教育組織の弱体化が懸念されることから、幼稚園、小学校及び中学校間の連携がより強く求められており、教育機関同士の連携、学校の指導力とともに、教育水準の維持・向上に教育研修所の役割は重要であるので、経費節減に配慮しながら、事業継続する。										
改善・展開 (ACTION)	展開に向けた考え方2										
	学校教育の充実を図るための機会を提供する事業であり、必要性は認めるが、更に有効な事業とするために、就学の入口から出口(高等学校、大学等)までの連携強化を期待する。										

補助事業の名称 読書シンポジウム事業

計画策定 (PLAN)	主管課名	社会教育課				事業の種類	町単独のソフト事業				
	政策(5つの柱)	文化を育み、心ふれあうまちづくり				事業開始年度	平成3年度				
	施策名	社会教育				事業終了年度	—				
	会計名	一般会計				根拠法令・要綱等の名称	上郡町読書シンポジウム要項				
	予算区分(款)	教育費									
事業の目的	対象者・施設等 (誰を・何を)				目的・意図(どういう状態にしたいのか)						
	町民				本とのふれあいや読書の世界のすばらしさを共に語り合う機会を提供するとともに、読書の魅力を啓発・普及する。						
事業執行 (DO)	事業の内容	児童文学や絵本作家を講師として招き、読書を中心としたテーマで講演会を実施する。 ・開催の組織体制…事務局を図書室が担当し、ボランティアによる実行委員会が企画から実施までを担う。 ・平成3年度から平成21年度まで19回(年1回)開催している。									
		年度	H18決算額	H19決算額	H20決算額	H21決算額	事業変開始又は改ら善の	平成3年度に兵庫県の「こころ豊かな人づくりフォーラム」で実施した講演会を契機に、平成4年度から町単独のソフト事業として毎年実施している事業であり、図書利用者数、冊数も増加しており、読書の魅力啓発・普及に繋がっているものとする。また、本シンポジウムの実行委員会のメンバーでもあるボランティアグループ「おはなし会」は、平常時に学校等で出前の読み聞かせなど、読書の普及・啓発活動を継続的に実施し、文部科学大臣表彰も受賞している。			
	事業費(千円)	318	318	318	318						
	財源内訳	国・県補助金等									
		地方債									
		その他の収入									
		町費(一般財源)	318	318	318	318					
		町民一人当たり町費(円)	18	18	18	18					
	成果指標	事業目的の成果を測る指標				指標設定の考え方		単位	19年度	20年度	21年度
		① 図書利用(貸出)冊数				読書の普及効果		人	62,001	64,380	65,610
② 読書シンポジウム参加者数				シンポジウムの満足度		人	181	118	417		
点検 (CHECK)	第1次評価	評価項目	評価点	評価分析・評価の考え方		改善・展開 (ACTION)	展開に向けた考え方1				
		必要性	3	読書の普及・啓発に必要であるが、事業休止・廃止の場合の町民への影響は少ない。			本とのふれ合いや読書のすばらしさを講演会等を通じて伝える事業であり、読書離れが進む現代において、今後もボランティアを中心に事業展開する。				
		有効性	4	図書利用冊数、利用者数の状況から、有効な事業であると考ええる。							
		効率性	4	ボランティアによる事業運営が図られている。							
		妥当性	4	ボランティアによる事業運営により、町間与の抑制が図られている。							
		将来性	4	読書離れの解消と子どもの成長・育成に寄与する事業である。							
	総合評価	A	計画どおり事業を進めることが適当		展開に向けた考え方2						
	第2次評価	必要性	3	読書の魅力の普及・啓発は必要であると認めるが、講演会等シンポジウム開催に工夫が必要である。			読書の魅力を普及・啓発し、読書を促すことは必要であると認識するが、講演会等の開催に固執した慣例的な事業展開にならないように、また事業費の節減にも配慮した事業内容や手法を検討することが必要である。				
		有効性	3	本を身近に感じさせ、読書を促す事業であるが、講演会等の開催が慣例的にならないよう事業に工夫が必要である。							
		効率性	4	企画から運営まで民間ボランティアが行っているが、講演会等開催経費の節減に配慮が必要である。							
		妥当性	3	ボランティアが主となり行っている事業であるが、講演会開催の頻度や内容など、目標達成の手段の再考が必要である。							
		将来性	4	読書の普及・啓発は必要であるが、慣例的なイベント的な事業に固執せず、事業内容や手法に工夫を期待する。							
		総合評価	A	計画どおり事業を進めることが適当							

補助事業の名称 指定史跡公園維持管理事業

計画策定 (PLAN)	主管課名	社会教育課				事業の種類	施設運営管理				
	政策(5つの柱)	文化を育み、心ふれあうまちづくり				事業開始年度	平成7年度				
	施策名	歴史・文化・芸術の振興				事業終了年度	—				
	会計名	一般会計				根拠法令・要綱等の名称	上郡町文化財の保護に関する条例				
	予算区分(款)	教育費									
事業の目的	対象者・施設等 (誰を・何を)				目的・意図(どういう状態にしたいのか)						
	町民、施設来訪者				町の歴史を良好な環境に保存し、町民や来訪者に文化財保護への理解と郷土への愛着醸成を図る。						
事業執行 (DO)	事業の内容	■井の端遺跡公園(山野里) 面積: 2,705㎡ ■高田台古墳公園(高田台) 面積: 17,333㎡ 【維持管理内容】 ・草刈作業、樹木の剪定・伐採など									
		年度	H18決算額	H19決算額	H20決算額	H21決算額	事業変開始時 はか 改 善 の	平成19年度までは、史跡公園管理のうち草刈作業部分をシルバー人材センターへ委託し実施していたが、平成20年度以降は、町職員等による直接作業に移行し、樹木の伐採作業のみ森林組合へ委託し、維持管理を実施している。			
	事業費(千円)	216	610	535	621						
	財源内訳	国・県補助金等									
		地方債									
		その他の収入									
		町費(一般財源)	216	610	535	621					
		町民一人当たり町費(円)	12	34	31	36					
	成果指標	事業目的の成果を測る指標				指標設定の考え方		単位	19年度	20年度	21年度
		①									
②											
点検 (CHECK)	第1次評価	評価項目	評価点	評価分析・評価の考え方							
		必要性	3	指定文化財施設として維持管理は必要であるが、事業を休止・廃止した場合の町民への影響は少ない。							
		有効性	3	文化財保護振興に寄与するとともに、来訪者のニーズには有効である。							
		効率性	3	直接的執行経費の抑制に努力しているが、効率的な事業手法とは認められない。							
		妥当性	3	文化財保護等目標達成の手段とし維持管理は必要であるが、実施方法等は改善が必要であると考え。							
		将来性	3	今後も文化財保護等において施設の維持管理は必要であるが、効率的な実施手法を検討する必要がある。							
	第2次評価	総合評価	B	事業の改善を検討し、慣行的にならないよう継続実施							
		必要性	3	文化財産を良好な状態で維持する必要性は認められる。							
		有効性	3	地域の環境及び文化財施設の保全、また来訪者の安全と利便性向上には有効である。							
		効率性	2	直接的経費支出に配慮を感じるが、実施手法については再考を求める。							
		妥当性	2	文化財保護等の手段・手法として施設の維持管理は必要であるが、直接作業への職員等の関与は再考する必要がある。							
		将来性	3	文化的財産の保存に維持管理は長期的に必要であるが、地縁団体等の活用など実施手法に再考を求める。							
	改善・展開 (ACTION)			展開に向けた考え方1							
		井の端遺跡及び高田台古墳の両史跡は、兵庫県指定文化財(史跡)に指定されている文化財である。文化財保護という観点から、その有効性等を示す客観的指標が得難く、成果を計ることは難しいが、適切に維持管理し、保存していくことが必要である。今後、背景的なPRにより、町の歴史的資源として、学校教育や生涯学習における教材活用を図るとともに、観光資源としての活用にも工夫を図りたいと考える。									
				展開に向けた考え方2							
		遺跡、古墳は、地域の歴史を語る文化財算であり、その維持管理は当然に必要であると判断するが、事業推進においては、住民・地縁団体・NPO等の活用・連携など、より効率的かつ効果的な実施手法を検討する必要がある。									